

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
39	子どもの医療費助成に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

可児市は、子どもの医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

可児市長

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子どもの医療費助成に関する事務
②事務の概要	可児市福祉医療費助成に関する条例にて、医療費の一部を助成することにより、子どもの保健の向上に寄与し、もって福祉の増進を図ることを目的とした事務を規定している。 健康保健に加入している子どもを対象に保険診療の自己負担額から附加給付等を除いた額について、医療費助成を行う。 ○受給資格に関する事務 受給者証交付(更新)申請書、受給資格変更届、受給者証の紛失・破損等により、受給者証再交付申請書があった場合に子どもの住所、加入する健康保険情報等を確認・審査する。
③システムの名称	乳幼児医療システム、宛名管理システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
乳幼児医療システムファイル、宛名ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第2項 ・可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第1項、別表第1の1の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第9号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部福祉支援課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・対象者以外の情報を記載しない、また必要な情報項目のみ記載するように審査・確認を行う。 ・窓口において、対象者からの申請及び届出の書類の内容や本人確認書類(身分証明書等)について、確認を厳格に行う。 ・庁内他部署からの各種情報(医療保険関係情報)の入手にあたっては、各業務システムの仕様に基づき対象者以外の情報及び不必要な情報はシステム上で担保されている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	端末及びシステムへのログイン認証の機能を備えており、あらかじめ承認された職員以外が情報入手することを抑止するとともに、操作履歴を記録することで不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月1日	I 3法令上の根拠	可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(案)	可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成28年4月1日	I 5②所属長	課長 豊古 常晃	課長 大澤 勇雄	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 5①部署	可児市健康福祉部福祉課	可児市福祉部福祉課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 7 請求先	可児市健康福祉部福祉課	可児市福祉部福祉課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成29年4月1日	I 8 連絡先	可児市健康福祉部福祉課	可児市福祉部福祉課	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体) ・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
平成30年4月1日	I 5①部署	可児市福祉部福祉課	可児市福祉部福祉支援課	事後	課名の変更に伴うもの
平成30年5月21日	I 5②所属長の役職名	課長 大澤 勇雄	課長	事後	特定個人情報保護評価指針の改正に伴うもの
平成30年4月1日	I 7 請求先	可児市福祉部福祉課	可児市福祉部福祉支援課	事後	課名の変更に伴うもの
平成30年4月1日	I 8 連絡先	可児市福祉部福祉課	可児市福祉部福祉支援課	事後	課名の変更に伴うもの
令和1年6月28日	IV リスク対策	-	項目の追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載の変更のため、事前の提出・公表が義務付けられない。
令和2年3月19日	I 3②法令上の根拠	番号法第9条第2項 可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第1項 別表第1の1の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項 可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第1項 別表第1の1の項	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 5①部署	可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	福祉支援課	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 7 請求先	可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	I 8連絡先	可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292 岐阜県可児市広見一丁目1番地	可児市福祉部福祉支援課 〒509-0292岐阜県可児市広見一丁目1番地 TEL:0574-62-1111(代表)	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	II 1対象人数いつ時点の計数か	H27.9.30	R2.3.19	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和2年3月19日	II 2取扱者数いつ時点の計数か	H27.9.30	R2.3.19	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和5年10月18日	I 1②事務の概要	こどもに対し医療費の自己負担分を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、保健の向上、福祉の増進を図る事業に関する事務。	こどもに対し医療費の自己負担分を助成することにより、経済的負担の軽減を図り、保健の向上、福祉の増進を図る事業に関する事務。 中間サーバを通じ、情報提供ネットワークシステム、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、特定個人情報の照会と提供等を行う。	事前	令和6年度秋季からの情報連携開始のため
令和5年10月18日	I 1③システムの名称	乳幼児医療システム、宛名管理システム	乳幼児医療システム、宛名管理システム 中間サーバ	事前	令和6年度秋季からの情報連携開始のため
令和5年10月18日	I 4①実施の有無	実施しない	実施する	事前	令和6年度秋季からの情報連携開始のため
令和5年10月18日	I 4②法令上の根拠	-	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項 可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第1項 別表第1の1の項	事前	令和6年度秋季からの情報連携開始のため
令和5年10月18日	IV6情報提供ネットワークシステムとの接続	[○]接続しない(入手)	[]接続しない(入手) 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か:十分である	事前	令和6年度秋季からの情報連携開始のため
令和6年8月20日	I 4②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第2項 可児市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例第4条第1項 別表第1の1の項	番号法第19条第9号	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	II 1対象人数いつ時点の計数か	R2.3.19	R6.1.12	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月20日	Ⅱ 2取扱者数いつ時点の計数か	R2.3.19	R6.1.12	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	Ⅱ 3重大事故	発生なし	発生あり	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和6年8月20日	Ⅳ 1提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	評価実施機関において重大事故が発生したことによるしきい値の再判断に伴う、再実施によるもの
令和7年1月24日	評価書名	こどもの医療費助成に関する事務	子どもの医療費助成に関する事務	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	可児市は、こどもの医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	可児市は、子どもの医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	Ⅰ 1①事務の名称	こどもの医療費助成に関する事務	子どもの医療費助成に関する事務	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	Ⅰ 9規則第9条第2項の適用	—	[]適用した	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)
令和7年1月24日	Ⅱ 1対象人数いつ時点の計数か	R6.1.12	R6.10.31	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	Ⅱ 2取扱者数いつ時点の計数か	R6.1.12	R6.10.31	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	Ⅱ 3重大事故	発生あり	発生なし	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	Ⅲ しきい値判断結果	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価の実施が義務付けられる	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	Ⅳ 1提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書及び重点項目評価書	基礎項目評価書	事後	再実施に伴う見直しによるもの
令和7年1月24日	Ⅳ 8人手を介在させる作業	—	十分である／判断の根拠	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)
令和7年1月24日	Ⅳ 11最も優先度が高いと考えられる対策	—	3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策／十分である／判断の根拠	事後	再実施に伴う見直しによるもの(様式改正による項目追加)